一般社団法人
日本身体障がい者水泳連盟

「グラスゴー２０１５世界水泳選手権大会」
日本代表選手選考委員会規程

１、グラスゴー２０１５世界水泳選手権大会に派遣する選手について審議、決定するため、選手選考委員会（以下「委員会」という）を設置する

２、委員会に、次の委員を置く
委員長　　１名
副委員長　１名
委　員　　５名以内
（２）委員長には、技術委員会委員長が就任する
（３）副委員長には、技術委員会副委員長が就任する
委員長不在の時は、副委員長が委員長代行を務める
（４）委員は、次に該当する者から選出し、常任理事会に諮り、会長が委嘱する
① 常務理事・理事
② 学識経験者等

３、任期
委員の任期は選考に必要な期間とする

４、会議
委員会は委員長、副委員長及び委員をもって構成し、委員長が召集して、その議長となる
（２）委員会は、委員会構成委員現在数の３分の２以上が出席しなければ、その議事を開き決議することはできない。ただし、当該議事について書面をもってあらかじめ意思を表明した者は、出席者とみなす
（３）委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる

５、参考人等の出席
選手強化実務担当者は、会議に出席して意見を述べることができる
（２）委員長が必要と認めたときは会議に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる

６、選考基準と選考、派遣方針

常務理事会で定め、事前に開示する

７、不服申し立て

選手発表後、２週間以内に当事者本人より選手選考結果に対する不服申し立てがあったときは、理事会内に不服審査会を設置し、審査する

（２）前項の審査会の構成は会長が指名する当委員会委員以外の理事等３名で構成する

（３）不服審査会はその審査内容を常務理事会に報告する。不服申し立てに対する最終決定は常務理事会が行う

（４）不服審査会には、当事者本人、親権者、大会参加会員団体登録責任者が出席し、意見を述べることができる

（５）不服申し立てをする者は理由を書いた書面と審査費用３万円を添えて会長あてに提出しなければならない。不服申し立てが認められた場合に審査費用は返還される

８、本規程は常務理事会の決議により変更することができる

付則

本規程は平成２７年２月１日から施行実施する

平成２６年１２月１日　常務理事会決定